

新	旧
第1条～第3条　（略） （現地日本語学校の参加基準と役割） 第4条　本プログラムに参加する現地日本語学校の参加基準と役割について以下のとおり定める。 （1）参加基準 ①　千葉県と事業協定を締結した日本語学校であること。 ②　日本人教師を1人以上雇用していること。 （2）役割 ①　留学生候補者の日本語教育については、おおむね6か月間の教育期間を通じて<u>TOP Jテストの初級A－5以上、J L P TのN 5以上又は日本語N A T－T E S Tの5級以上の認定を受け、卒業時にはJ L P TのN 4相当となるよう</u>親切かつ真摯に教育を行うこと。 ②　留学生候補者の学習を適切にサポートし、千葉県が依頼する人数に応じ送り出すこと。 ③　マッチング機関と協力し、学生及び保護者をサポートすること。 ④　マッチング機関が実施する調査に協力すること。 第5条～第15条　（略） 附則 1　この要綱は、令和元年8月23日から施行する。 附則 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和2年6月12日から施行する。 附則 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和5年11月29日から施行する。	第1条～第3条　（略） （現地日本語学校の参加基準と役割） 第4条　本プログラムに参加する現地日本語学校の参加基準と役割について以下のとおり定める。 （1）参加基準 ①　千葉県と事業協定を締結した日本語学校であること。 ②　日本人教師を1人以上雇用していること。 （2）役割 ①　留学生候補者の日本語教育については、おおむね6か月間の教育期間を通じて11月初旬にT O P Jテストの初級A－5ランクに合格するとともに、J L P TのN 5を取得し、卒業時にはN 4相当となるよう親切かつ真摯に教育を行うこと。 ②　留学生候補者の学習を適切にサポートし、千葉県が依頼する人数に応じ送り出すこと。 ③　マッチング機関と協力し、学生及び保護者をサポートすること。 ④　マッチング機関が実施する調査に協力すること。 第5条～第15条　（略） 附則 1　この要綱は、令和元年8月23日から施行する。 附則 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和2年6月12日から施行する。 附則 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和5年11月29日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年12月18日から施行する。